

## 入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名	八王子法務総合庁舎（20）エレベーター設備改修工事	
工事種別	機械設備工事	
工事場所(都県)	東京都	
工事場所(市区町村)	東京都八王子市明神町4-21-2	
工事概要	敷地面積 4,210m <sup>2</sup> 1. 建物 1) 庁舎 構造 : 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上7階地下1階塔屋1階 建築面積 : 約2,000m <sup>2</sup> 延べ面積 : 約11,500m <sup>2</sup> 用途 : 庁舎 工事内容 : エレベーター設備 改設一式 (No. 1, 2, 3, 4号機) エレベーター設備 新設一式 (No. 5号機)	
担当事務所	甲武宮繕事務所	
公告日/期限日/開札日	R2.9.8 / R2.9.25 / R2.10.22	
工期	契約締結の翌日から令和3年11月30日まで	
入札契約方式/落札方式	一般競争入札 (標準型) / 総合評価落札方式 (施工能力評価型II型)	
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	機械設備工事
	本店・支店・営業所の所在地	—
	企業の施工実績等	<p>平成17年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)の要件を満たす同種工事の新設又は改設(エレベーター設備についてシステム一式(機器等の施工(試験・調整を含む。))を施工していること。)の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))</p> <p>なお、下記の同種工事は建築物における工事経験(建築一式工事における工事経験は含まない。)に限る。</p> <p>(ア) 1. 方式ロープ式(機械室なしを含む。) 2. 用途乗用又は人荷共用 3. 定員11人乗以上 4. 速度45m/min以上</p> <p>ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。上記の同種工事は、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、実績として認めない。なお、当該実績が大臣官房官庁宮繕部所掌の工事、地方整備局所掌の工事(地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。)又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。</p>

	<p>經常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が上記（ア）の施工実績を有し、他の構成員は下記（イ）の要件を満たす同種工事の新設又は改設（エレベーター設備についてシステム一式（機器等の施工（試験・調整を含む。））を施工していること。）の施工実績を有すること。</p> <p>（イ） 1. 方式ロープ式（機械室なしを含む。） 2. 用途乗用又は人荷共用 3. 定員9人乗以上 4. 速度30m/min以上</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>
<b>配置予定技術者の資格、工事経験等</b>	<p>現地での施工期間について、次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本発注工事に専任で配置できること。なお、専任を要しない期間は契約締結の翌日から令和2年11月20日（金）までを予定する。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>1) 主任（監理）技術者は、下記のいずれかの資格を有する者であること。</p> <p>①建設業法第15条第2号ロで定める者</p> <p>②技術士に合格した者（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとする者に限る。））</p> <p>2) 1人の者が、過去に元請けとして完成・引渡し完了した下記の要件を満たす同種工事の新設又は改設（エレベーター設備についてシステム一式（機器等の施工（試験・調整を含む。））を施工していること。）の工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））なお、下記の同種工事は建築物における工事経験（建築一式工事における工事経験は含まない。）に限る。</p> <p>1. 方式ロープ式（機械室なしを含む。） 2. 用途乗用又は人荷共用 3. 定員9人乗以上 4. 速度30m/min以上</p> <p>ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。上記の同種工事は、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、工事経験として認めない。</p> <p>なお、当該工事経験が平成8年4月1日以降に完成・引渡し完了した大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。</p> <p>經常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事における経験のみ同種工事の工事経験として認める。</p> <p>3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。</p> <p>4) 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。詳細は入札説明書による。</p>

## 「八王子法務総合庁舎（20）エレベーター設備改修工事」の概要（参考）

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

### 1. 工事の概要

本工事は、八王子法務総合庁舎（東京都八王子市明神町4-21-2）において、エレベーター設備の改修を行う工事です。

#### (1) 主な工事内容

- ・既存エレベーター設備 No. 1, 2, 3 号機及び小荷物専用昇降機を撤去し、No. 1 号機（ロープ式、普及型、機械室なし、11 人乗）、No. 2 号機（ロープ式、普及型、機械室なし、6 人乗）、No. 3 号機（ロープ式、普及型、機械室なし、9 人乗）、No. 4 号機（ロープ式、普及型、機械室なし、11 人乗）を改設及びNo. 5 号機（ロープ式、普及型、機械室なし、13 人乗）を新設します。
- ・本工事に関連する別契約工事が予定されています。また、工事の区分については設計図書 01/18 特記仕様書の工事区分表をご確認ください。

#### (2) 施工時期、施工時間、施工手順（想定）

- ・標準仕様書 1. 3. 3 施工条件を参照ください。

#### (3) その他留意点

- ・八王子法務総合庁舎における入居機関は工事期間中、代替の仮庁舎にて公務を行うため、本工事は居抜き工事となります。
- ・上記により、既設エレベーター及び小荷物専用昇降機は使用されておりません。

### 2. 実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

本工事において、以下の取組みを実施しています。

#### (1) 実態を踏まえた積算の運用

予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価」を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実態を踏まえた価格設定を行います。

#### (2) 施工条件等の円滑な協議

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件等について監督職員と協議した結果、請負代金額の変更が必要と判断された内容については、設計変更の対象となります。

#### (3) 工事関係図書等の効率化

本工事は、受発注者相互の業務の効率化と品質向上を目的とし、「工事関係図書等の効率化」を行う工事です。工事関係資料の重複提出を避けるとともに、真に必要な最小限の工事関係図書等の作成及び管理を重点的に行うこととし、効率化できる書類について監督職員と協議した上で書類作成等を行うこととなります。工事関係書類一覧表は次の URL よりダウンロードすることができます。 <http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/index00000001.html>

#### (4) 主任技術者又は監理技術者の扱いについて

##### 1) 現場施工に着手するまでの期間

契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間（契約締結日の翌日から令和2年11月20日までを予定）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督職員との協議により定める。

##### 2) 工事中止の期間

工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

##### 3) 工場製作のみが行われている期間

工場製作のみが行われている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。また、工場から現地へ工事の現場が移行する時点からは、主任技術者又は監理技術者を専任で配置できるものでなければならない。なお、現地での施工期間は令和3年3月1日から令和3年11月30日を予定する。

##### 4) 検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

上記について、変更が生じた場合には、監督職員と協議を行って下さい。

#### (5) 入札時積算数量活用方式の適用

本工事は、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関して確認及び協議を行うことができる「入札時積算数量活用方式」を適用します。

#### (6) 週休2日促進工事の試行

週休2日工事（現場閉所）の実施に伴う労務費の補正等の試行を実施します。なお、本工事は、受注者が発注者へ週休2日に取組む旨を協議して取組む受注者希望方式を適用します。